

令和6年度第2回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月24日(金)午前9時30分から午前10時30分

2. 開催場所 府中市役所 3階 302・303会議室

3. 出席委員 8人

4番	田中智文	5番	小森山仁司	6番	瀬尾 毅
7番	木戸安江	8番	末宗龍司	9番	古城竹吉
10番	竹内茂樹	11番	小寺 旭		

推1番	居神友久	推3番	上門三義	推4番	濱保敬志
推5番	向田定男	推7番	大野 宏	推8番	平迫 豊
推10番	加納 巧	推11番	神田純治	推12番	檜崎 登

4. 欠席委員 1番 秋山 剛 2番 坂永 年弘 3番 野津田 はるみ

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第10号 非農地証明交付申請について

第4 報告事項

報告第4号 農地法第4条の規定による届出について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出について

報告第6号 農地転用（農業用施設）の届出について

第5 その他

(1) 6月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 田原 慎吾

農地係係長 田渕 哲也

農地係主事 上藤 匠馬

会計年度任用職員 加茂 久美

8. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより令和6年度第2回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】(会長挨拶)

本日の欠席委員は1番 秋山委員、2番 坂永委員、3番 野津田委員になりま

す。定数に達しておりますので、令和6年度第2回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりです。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、4番 田中委員、5番 小森山委員を指名します。よろしくお願いします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第7号を説明）

【議長】 続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を向田委員お願いします。

【推5番 向田委員】 5月14日に田中委員と現地確認を行いました。現地は、県道24号線井永法界山の手前約300mに位置しています。譲渡人は高齢で耕作困難となったことから、息子である譲受人に譲渡されるということです。以前から共に耕作管理もされていることから問題はないと思われます。

【議長】 続いて、番号2を濱保委員お願いします。

【推4番 濱保委員】 5月18日に坂永委員と現地確認を行いました。現地は、湯ヶ丘病院から南に約200mに位置しています。譲渡人は自宅が農地と離れており日常の管理が難しいとのことで、自宅から近く耕作管理が容易である譲受人に譲渡されるということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】 続いて、番号3を檜崎委員お願いします。

【推12番 檜崎委員】 5月20日に小寺会長、譲受人、代理人の近藤さん、事務局の6名で現地確認を行いました。現地は、府中むつみ園から南に約100mに位置しています。譲受人は、以前より娘のリハビリを兼ねた農作物の耕作地を探しており、譲渡人も高齢で耕作が困難であることから申し出に同意されたため、この度の申請となりました。譲受人は、農作業経験がありませんが、娘のヘルパーさんは農作業経験があるとのことで、助言と協力を得て家族で耕作されるということです。現在は保全管理の状態ですが、宅地造成の際に土おこしを同時にされるようです。特に問題はないと思われます。

【議長】 ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第7号は提案どおり許可妥当とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第7号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】続いて、議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第8号説明）

【議長】続いて、担当委員の補足説明をお願いします。それでは、番号1を居神委員お願いします。

【推1番 居神委員】5月16日に古城委員、事務局の4名で現地確認を行いました。申請者は、家族が増え旧家をリフォームしたが駐車場及び進入路を確保することが困難なため申請地を転用されとのことです。こちらは、昨年12月の総会で除外申請があり承認を得た農地です。当初の計画どおり変更もなく進んでおり問題はないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第8号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はございませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第8号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第9号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を上門委員お願いします。

【推3番 上門委員】5月21日に秋山委員、事務局の3名で現地確認を行いました。現地は、上下浄水場の隣接地になります。譲渡人は農業後継者がおらず、また高齢となり耕作困難になったことから、譲受人に譲渡されとのことです。譲受人は、自己住宅と進入路用地を建築されとのことです。転用による周辺農地への支障もないため特に問題はないと思われます。

【議長】続いて、番号2を居神委員お願いします。

【推1番 居神委員】5月16日に古城委員、事務局の4名で現地確認を行いました。貸人は、高齢となり農地の維持管理が困難となったことから、荒廃化防止も含め有効利用をするため、太陽光発電施設を設置し土地の有効利用を図る借人に貸与されとのことです。こちらは昨年12月の総会で除外申請があり承認を得た農地です。当

初の計画どおり変更もなく進んでおり問題はないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第9号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第9号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第10号 非農地証明交付申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第10号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を檜崎委員お願いします。

【推12番 檜崎委員】5月15日に小寺会長、神田委員、事務局、財政課職員の6名で現地確認を行いました。現地は、山建産業有限会社の処理施設から南へ約400mにある山の中に位置しています。現在は当該地に通じる舗装された道もなく、現況は山林原野の様相となっており、60年以上耕作をされていないとのことです。財産区の公有地の財産整理を行い、正しい地目にして地元の地縁団体へ土地を渡すとの目的です。問題はないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第10号は提案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第10号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、日程第4 報告事項に入ります。報告第4号 農地法第4条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第4号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。

【議長】続いて、報告第5号 農地法第5条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第5号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。

【議長】続いて、報告第6号 農地転用（農業用施設）の届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第6号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。これをもって本日の議事については終了とします。

【議長】続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、6月25日（火）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】それでは、次回は6月25日（火）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和6年5月24日

議長（会長）

以上の議事の内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人